

横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド西側フェンス改修工事特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド西側フェンス改修工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド
1-3 履行期間	契約締結日から令和6年12月10日まで
1-4 主旨	この仕様書は、サブグラウンド西側フェンス改修工事の適正な施行を図るため、請負者が履行しなければならない工事の仕様書を示すものである。
1-5 工事の目的	サブグラウンド西側の既存フェンスが老朽化しているため撤去し、敷地境界にフェンスを新設することを目的とする。
1-6 現場責任者	現場責任者は、フェンス工事に精通した者とする。
1-7 改修仕様	サブグラウンドフェンス改修工 (1) 既設サブグラウンドフェンス解体・撤去工 142m (2) 新規フェンス設置工 142m (3) 仮設養生等 1式 (4) 発生材搬出・処分 1式
1-8 改修工	(1) 既設サブグラウンドフェンス解体・撤去工は、サブグラウンド利用者に支障のないように施工すること。 (2) 新規フェンス設置は、境界を確認し、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）国土交通省に従って施工すること。 樹木等が障害になる場合は、剪定、伐採して施工すること。
1-9 その他	既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。
1-10 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。
1-11 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。 また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本件施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 施工について

ア 発注者、請負業者、横浜市及び敷地権利者と事前に境界を確認すること。

イ 横浜市金沢産業振興センター利用者の状況を勘案して、施工計画を作成し、工事工程に従い安全に工事を実施すること。

(2) 安全管理

ア 施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。

イ 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。

ウ 施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を行うとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。

エ 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。

オ 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。

カ 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。

キ 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

(3) 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。

(4) 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

(5) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(6) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(7) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

(8) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

- イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。